

事務事業評価シート

(H.28)No.	3040	(H.27)No.	3040
-----------	------	-----------	------

事務事業名	浄化槽設置費等補助金		
担当部局名	担当室名	室長名	
上下水道部	経営総務室	飯田 玲子	

会計区分	事業コード	253201
一般会計	(中事業名)※予算書事業名	
款 衛生費	浄化槽設置費等補助金	
項 保健衛生費	(小事業名)	
目 環境対策費	浄化槽設置費等補助金	

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	3	人が行き交い活力あふれる、安全で快適な暮らし
	基本施策	3	快適な生活環境づくり
	施策	1	下水道等
	小施策	3	その他の生活排水処理
重点施策コード			

2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
生活排水等を処理する合併処理浄化槽の設置と適正管理を進め、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。
事業内容
住宅等に合併処理浄化槽設置に伴い、新築および転換分一律150千円交付。単独処理浄化槽撤去費90千円、単独処理浄化槽及びびくみ取りの配管費用60千円交付。補助対象者は次に掲げる区域を除く。(1)下水道法第4条第1項の認可を受けた予定処理区域、(2)住宅地の中の汚水処理場の利用が計画されている区域、(3)農業集落排水事業の事業採択された処理区域、(4)戸別浄化槽事業の事業採択された処理区域

3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.27年度(事業量・取組実績)	H.28年度(事業量・取組計画)	H.29年度(事業計画)	H.30年度(事業計画)	H.31年度(事業計画)
主な事業の実績・計画	浄化槽設置費補助金 新築分 900千円(150千円/基×6基) 転換分 750千円(150千円/基×5基) 単独処理浄化槽撤去費補助 180千円(90千円/基×2基) 単独処理浄化槽及びびくみ取りの配管費用補助300千円(60千円/基×5基)	浄化槽設置費補助金 新築分 1,500千円(150千円/基×10基) 転換分1,500千円(150千円/基×10基) 単独処理浄化槽撤去費補助 450千円(90千円/基×5基) 単独処理浄化槽及びびくみ取りの配管費用補助600千円(60千円/基×10基)	新築転換分3,000千円(150千円/基×20基)、単独処理浄化槽撤去費補助 450千円、単独処理浄化槽及びびくみ取りの配管費用補助600千円	新築転換分3,000千円(150千円/基×20基)、単独処理浄化槽撤去費補助 450千円、単独処理浄化槽及びびくみ取りの配管費用補助600千円	新築転換分3,000千円(150千円/基×20基)、単独処理浄化槽撤去費補助 450千円、単独処理浄化槽及びびくみ取りの配管費用補助600千円

	H.27年度(決算見込)	H.28年度(作成時予算額)	H.29年度(計画予算)	H.30年度(計画予算)	H.31年度(計画予算)
①直接事業費	2,130千円	4,050千円	4,050千円	4,050千円	4,050千円
内訳(千円)	国・県支出金	1,450	2,100	2,100	2,100
	地方債				
	その他()				
	一般財源	(0) 680	1,950	1,950	1,950
人工数	職員	0.17人	0.17人	0.17人	0.17人
	臨時職員等				
②概算人件費	(0千円) 1,292千円	1,292千円	1,292千円	1,292千円	1,292千円
①+②総事業費	(0千円) 3,422千円	5,342千円	5,342千円	5,342千円	5,342千円

4. 担当室による事務事業の点検 (*点検等による成果向上や見直しが困難な事業(法令等による義務的経費、災害復旧等緊急事業など)は点検対象外)

考察(H.27年度の取組評価、課題)	今後の対応方針(課題解決への取組、工夫・改善の内容)
浄化槽補助金交付者は、前年度から1件増加。	制度の啓発を進め活用促進を図ります。

点検項目	内容(施策達成への貢献内容、連携・協働の実践・検討内容)
(1) 事業内容や取組成果は、総合計画の施策達成に貢献しているか B(いずれかの施策指標達成に貢献又は基本方針達成に貢献)	公共下水道等の対象外区域における生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に貢献しています。
(2) 地域づくり組織、市民活動団体等との連携・協働は図れないか 該当しない	

5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

【選択肢】 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合検討、休止検討、廃止検討、事業完了(予定含む)	継続(現行)
具体的な見直し内容・検討内容、継続の理由	6. 事務事業の取組に関する主な市の計画
公共用水域の水質向上促進のため、国・県の支出金を活用して、新築及び転換分の補助制度を継続する。	